

2023年度 豊岡市水道料金等賦課徴収業務プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、豊岡市水道料金等賦課徴収業務受託候補者選定について必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 件名

豊岡市水道料金等賦課徴収業務

(2) 業務の目的

水道料金等賦課徴収業務における事務の効率化と利用者サービスの一層の向上を図るため、料金の賦課・徴収に関連する業務を行い得る能力を有する民間事業者の中から、業務に対する意欲、資質及び技術能力等が優れた者を選定する。

(3) 業務内容

市が佐野浄水場管理棟内に設置する「豊岡市水道お客さまセンター」を運営し、豊岡市内における下記の業務を履行する。

ア 窓口受付関連業務

イ メーター検針業務

ウ 開閉栓業務

エ 調定業務

オ 収納業務（滞納整理業務を含む）

カ 下水道使用料関連業務

キ その他関連業務

(4) 業務期間

2024年4月1日から2029年3月31日までの5年間

3 提案限度額

505,780千円（5年間の総額。消費税及び地方消費税を含む。）

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、参加申込時点で次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) プロポーザル方式により契約しようとする業務（以下「当該業務」という。）における豊岡市での競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 豊岡市指名停止基準（平成17年豊岡市制定）による指名停止を受けていないこと。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (7) 豊岡市暴力団排除条例（平成24年豊岡市条例第32号）第7条に規定する措置の対象に該当していないこと。
- (8) 単体事業体であること。
- (9) 2018年度以降に、給水人口が5万人以上の国内水道事業体で、窓口受付関連業務、メーター検針業務、開閉栓業務、収納業務の全てについて一連業務としての受託実績（契約中のものを含む。）を有すること。
- (10) 豊岡市指定給水装置工事事業者の指定を受けている、又は委託業務開始までに指定を受けることが見込まれること。

6 募集方法

市公式ウェブサイト等を通じて募集

市公式ウェブサイト URL <http://www.city.toyooka.lg.jp/>

トップページ > 市政情報 > 入札・契約 > 公募案件 > 募集状況

7 質問及び回答

実施要領等の内容に対する質問がある場合は、質問書（様式3）を次のとおり提出すること。なお、当該業務の応募に必要と判断される質問のみ受け付けるものとする。

(1) 提出方法

電子メール

電話、ファックス等による質問は受け付けない。なお、当該業務の質問書であること及び質問者を把握しやすくするため、電子メールの件名は次のとおりとすること。

「豊岡市水道料金等賦課徴収業務質問書（事業者名）」

(2) 提出期限

2023年8月25日（金）午後5時まで

(3) 提出先

豊岡市役所上下水道部水道課 担当：西山、谷田

メールアドレス suidou@city.toyooka.lg.jp

(4) 質問回答日

2023年8月30日（水）までに回答する。

(5) 回答方法

質問内容とその回答を、質問・回答書（様式4）により、質問者に対して電子メー

ルにて通知する。併せて、市公式ウェブサイトに掲載する。

8 応募方法

プロポーザルに参加を希望する者は、必要書類を次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式1） 1部
- イ 5(9)の内容が確認できる受託実績一覧表 1部

(2) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合、配達を証明できるものに限る。必着）

(3) 提出期限

2023年9月11日（月）午後5時まで

(4) 提出先

豊岡市役所上下水道部水道課 担当：西山、谷田
〒668-0061 兵庫県豊岡市上佐野1788番地の3（上下水道部事務所1階）
電話 0796-22-5377
メールアドレス suidou@city.toyooka.lg.jp

9 参加資格審査及び結果の通知

参加申込者について、前記5に規定する参加資格の有無を審査し、全参加申込者に対し、参加資格の審査結果を2023年9月15日（金）までに電子メールにて通知する。併せて、参加資格審査結果通知書（様式2）を発送する。

10 提案書作成資料

市は、参加資格取得者に対し、提案書等作成のための資料を9の参加資格審査結果通知書と併せて発送する。

(1) 貸出資料

- ア 業務量概要書
- イ 業務要求水準書
- ウ 豊岡市水道お客さまセンター事務所説明書

(2) 留意事項

本資料を本プロポーザルの提案書作成以外に使用してはならない。また、受託候補者に選定されなかった場合は、結果通知後、本資料を速やかに廃棄すること。

11 辞 退

参加申込後にプロポーザルを辞退する場合は、辞退届（様式5）を次のとおり提出すること。なお、この場合でも、当該業務以外の業務において不利益を被ることはない。

(1) 提出方法

8(2)に同じ

(2) 提出期限

2023年9月25日（月）午後5時まで

- (3) 提出先
8(4)に同じ

12 提案書等の提出

参加資格取得者は、提案書等を次のとおり提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア 提案書 正本1部、副本（PDFデータ）1部
 - イ 見積書及び見積内訳書 正本1部、副本（PDFデータ）1部
- (2) 作成要領
 - ア 提案書等は、原則としてA4版サイズの書類で日本語により作成すること。
 - イ 提案書は、様式6～様式17を使用して作成すること。
 - ウ 提案書は、正本の表紙のみ事業者名を記載し、副本（PDFデータ）の表紙には記載しないこと。提案書の内容部分においては「当社・弊社」等事業者名が特定できない表現に置き換えること。
 - エ 提案書の表紙の次に目次を設け、次ページから下段中央（フッター）にページ番号を記載すること。
 - オ 見積書及び見積内訳書は、提案書とは別に厳重に封かんして提出すること。
 - カ 見積金額は、消費税等を含めた総額、消費税等を除いた総額及び年度別見積額を記載すること。
 - キ 提案書には、見積金額等を記載しないこと。
- (3) 提出方法
 - 持参又は郵送（郵送の場合、配達を証明できるものに限る。必着）
 - 正本は書面、副本（PDFデータ）はCD・USB等の記録媒体による提出とする。
- (4) 提出期限
2023年9月25日（月）午後5時まで
- (5) 提出先
8(4)に同じ
- (6) その他
提案書等に含まれる従業員等の個人情報、受託候補者選定にのみ用いることとし、他の用途には用いない。なお、個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び豊岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月27日豊岡市条例第31号）による。

13 選定方法

- (1) 「豊岡市水道料金等賦課徴収業務受託者選定委員会（以下「委員会」という。）」を設置し、提案書等の審査を行う。
- (2) 委員会は、別に定める「2023年度豊岡市水道料金等賦課徴収業務受託事業者選定基準（以下「選定基準」という。）」に基づき、次の方法で提案内容等を総合的に評価す

る。

ア 第1次審査 提案書による書類審査

イ 第2次審査 プレゼンテーション及びヒアリングによる審査

(3) 第1次審査において、得点が配点の6割に満たない者は不合格とする。

(4) 第1次審査と第2次審査の合計得点が最も高い者を受託候補者として、次いで高い者を次点者として選定する。なお、合計点が同じ場合は、選定基準⑨（収納業務）、⑫（業務改善提案）の順に得点を比較し、得点が高い者を受託候補者とする。ただし、第1次審査と第2次審査の合計得点が配点の6割に満たない者は受託候補者及び次点者とはしない。

14 第1次審査（書類審査）

審査の結果、合格者が4者以上あった場合、得点の高い順に上位3者程度を第1次審査通過者とする。

15 第1次審査結果通知及び第2次審査参加通知

(1) 通知時期

2023年10月11日（水）予定

(2) 通知方法

第1次審査通過者に電子メールにて通知する。併せて、全提案者に対し、様式18又は様式19を発送する。

16 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリングによる最終審査）

第1次審査通過者に対して、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。

(1) 開催日

2023年10月23日（月）予定

(2) 開催場所

豊岡稽古堂 交流室3-1（豊岡市中央町2番4号）予定

(3) 出席者

本件において指揮監督権を有する予定の者を含む3人までとする。

(4) 説明事項

プレゼンテーションでは、提案書に記載されている内容の範囲内で説明を行うこと。なお、ヒアリングで第1次審査の評価項目について質問する場合がありますので留意すること。

(5) その他

プレゼンテーション20分以内、ヒアリング20分程度を予定している。プロジェクター及びスクリーンは市が用意する。その他プレゼンテーションに必要なパソコン等の機器は参加者が用意すること。

プロジェクター EPSON Off i r i o EB-1751

映像入出力端子：ミニD-Sub 15pin（1.8mケーブルあ

り)、RCAピンジャック、USB (Type A)、USB (Type B、1.8mケーブルあり)、HDMI

17 最終審査結果の通知及び公表

最終審査結果は、第2次審査参加者全てに2023年10月31日（火）までに書面で通知するとともに、受託候補者及び次点者の事業者名を市公式ウェブサイトで公表する。

18 契約

(1) 手続の進め方

受託候補者決定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、受託候補者はあらためて見積書を提出するものとする。また、受託候補者との協議が成立しない場合は、次点者と協議を行うことができるものとする。

(2) 仕様等の確定

仕様等については、受託候補者の選定をもって受託候補者の提案書等に記載された全内容を承認するものではない。また、協議において、必要な範囲内において提案書の項目の追加・変更又は削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができるものとする。

(3) 契約金額

契約金額は、提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(4) 契約書

契約書は、市が準備するものを使用する。

(5) 契約保証

市が別途定める方法により、契約金額の10/100以上とする。

(6) 契約期間について

契約期間内であっても、受託者の不正行為等により、契約解除する場合がある。

19 準備期間

契約締結から業務開始までの期間を準備期間とし、準備に必要な経費等は受託者の負担とする。

20 日程（予定）

参加募集の公告	2023年8月10日（木）	
質問受付締切	2023年8月25日（金）午後5時まで	電子メールのみ
質問回答	2023年8月30日（水）	
参加申込書提出締切	2023年9月11日（月）午後5時まで	持参又は郵送
参加資格審査結果通知	2023年9月15日（金）	
企画提案書等提出締切	2023年9月25日（月）午後5時まで	持参又は郵送

第1次審査（書類審査）	2023年10月5日（木）
第1次審査結果通知	2023年10月11日（水）
第2次審査（最終審査）	2023年10月23日（月）（予定）
最終審査結果通知	2023年10月31日（火）（予定）
契約締結	2023年12月下旬（予定）
業務開始	2024年4月1日（月）

21 情報公開

豊岡市情報公開条例（平成17年豊岡市条例第7号）に基づき、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開するものとする。ただし、同条例第7条第2号（法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公にすることにより事業者等の事業活動上の正当な利益を害する情報）に該当するものについては、非公開とする。

22 失格事項

契約締結までに次に掲げる事項に該当することが判明した事業者は失格とし、当該事業者を受託候補者として選定しない。なお、失格事項に該当した事業者は、判明した時点以降の本プロポーザル手続きに参加できない。また、失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合には、当該事業者の順位を無効とし、次順位以降の事業者の順位を繰り上げるものとする。

- (1) 契約締結までに参加資格を満たさなくなったもの。
- (2) 必要書類が提出期限後に到着した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。
- (3) 書類等の提出、回答、報告等、市が必要と認める事項を正当な理由なく拒否した場合
- (4) 提出した書類等に虚偽の記載があった場合
- (5) 見積書の金額が、「3 提案限度額」を超える場合
- (6) 見積書と見積内訳書の金額が一致しない場合
- (7) 談合その他の不正行為、審査の透明性及び公平性を害する行為、公平かつ適正な事務手続を妨害する行為等と市が判断した場合

23 その他留意事項

- (1) 参加申込書等の様式は、市公式ウェブサイトからダウンロードすること。
- (2) 郵送又は電子メールで書類等を提出する場合は、必ず事前に後記問合せ先に電話連絡すること。
- (3) 本プロポーザルの参加に要する費用は全て事業者の負担とする。
- (4) 提出された提案書等は返却せず、市の公文書として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (5) 提出された提案書等は、本市の許可なく公表又は使用してはならない。また、受託

候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については、本市の許可なく開示できない。

- (6) 提案書に記載した配置予定の責任者等は、変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、協議のうえ決定するものとする。
- (7) 業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (8) 提案書を提出するにあたり他社の協力を得た場合は、その旨を明記すること。
- (9) 参加申込者に関しては公表しない。
- (10) 審査に係る電話等での問合せには応じない。
- (11) 審査に対する異議を申し立てることはできない。
- (12) 成果品の著作権は本市に帰属する。

24 問合せ先

豊岡市役所上下水道部水道課 担当：西山、谷田

〒668-0061 兵庫県豊岡市上佐野1788番地の3（上下水道部事務所1階）

電 話 0796-22-5377

メールアドレス：suidou@city.toyooka.lg.jp